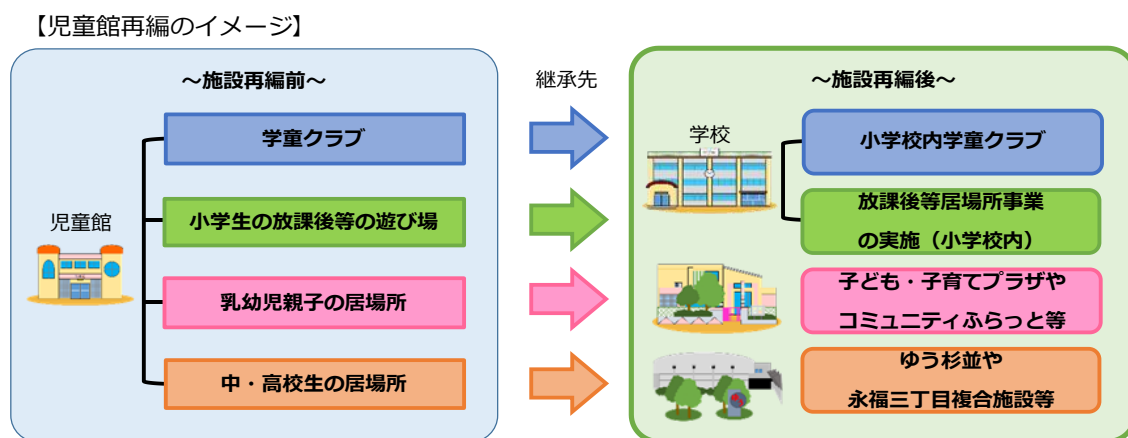


「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定について

1 この間の「子どもの居場所づくり」の取組

(1) 児童館再編の取組

- 児童館再編の取組は、乳幼児、小学生、中・高校生それぞれの発達段階や年齢層ごとに異なる多様なニーズに対応し、児童館が担ってきた機能・役割を継承・発展することができるよう、それぞれの発達段階に応じた児童館にかわる新しい子どもの居場所づくりを進めるものとして、平成 26 年度に計画化し、この間、段階的に取組を進め、区内約 3 分の 1 の地域で実施してきました。



- この間の取組により、児童館等の設置状況は下表のとおりとなっています。

		再編前	現在
児童館		41	25
学童クラブ	児童館内	38	23
	学校内(隣接地含む)	11	26
	その他区有地	1	2
	計	50	51
放課後等居場所事業		—	17
子ども・子育てプラザ		—	7
ゆう杉並		1	1
コミュニティふらっと永福(中・高校生の新たな居場所の取組)		—	1

(2) 児童館再編の休止と検証

- 令和 4 年度、児童館再編に関する取組については、区民意見等を踏まえてこれまでの取組を検証した上で、新たな方針を決定するまでの間、原則として休止することとしました。
- また、児童館再編の検証後、その検証結果を踏まえて、あらためて今後のより良い子どもの居場所のあり方について検討していくこととしました。
- 令和 5 年度にまとめた検証結果では、児童館の基本的な機能・役割は、中・高校生の居場所機能を除き、放課後等居場所事業や子ども・子育てプラザといった居場所で、概ね引き継が

れていることが確認できた一方で、児童館が有していた役割を、今後さらに充実・発展させていく観点からは、学校になじめない子どもへの対応をはじめとした様々な課題があること、また、再編により作られた新たな居場所においては維持することが困難な「児童館の特性」があることも確認できました。

- また、この検証作業を通じて、居場所を利用する当事者である子どもや保護者には、その置かれた状況や成長段階等に応じて、多様なニーズがあり、居場所に求める内容も様々であることを、改めて確認することができました。

2 「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定に向けて

(1) 子どもの意見聴取等の取組

- 区における今後の子どもの居場所づくりの指針となる「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定に向けて、令和5年11月、全庁的な庁内検討組織（杉並区子どもの居場所づくり基本方針策定検討会）を新たに設置し、検討を開始しました。
- 検討に当たって、当事者である子どもをはじめ、関係者等の意見聴取を進めています。

関係課調査 (令和5年11月24日～12月1日)	○ 区の子どもの居場所の現状等を把握するため、関係課調査を実施
居場所実施者アンケート (令和5年12月13日～12月25日)	○ 関係課調査により抽出した居場所に対し、アンケートを実施
子どもアンケート (令和6年2月9日～2月29日)	○ 0～18歳未満の子ども9,000人(各歳500人)に対し、アンケートを実施
子どもヒアリング (令和6年2月17日～3月26日)	○ 居場所実施者(現場)の協力を得て、当該居場所を利用する子どもにヒアリングを実施 ○ 訪問した居場所:18か所、参加した子ども:幼児～高校生計266人
地域意見交換会 (令和6年3月16日～3月21日)	○ 児童館再編の対象地域(4地域)でワークショップ形式による意見交換会を実施 ○ 参加した区民:計41人
子どもワークショップ (令和6年3月24日～実施中)	○ 子どもの権利及び子どもの居場所をテーマにワークショップを実施 ○ 基本方針に盛り込む具体的な内容についても意見聴取の予定

(2) 基本方針の骨格と素案に盛り込む内容（案）

※ 第3回杉並区子どもの居場所づくり基本方針策定検討会資料から

第1章 はじめに

1 杉並区におけるこの間の子どもの居場所づくりの取組

- 児童館による取組と、これを継承する児童館再編による取組

2 基本方針策定の経緯と趣旨

- 子どもを取り巻く課題等の多様化・複雑化
- 課題等の解決と基本構想の実現に向けて、児童館だけではなく多様な子どもの居場所づくりの必要性
- 子どもの居場所づくりと子どもの権利擁護の推進

3 対象とする子どもの範囲

- 0歳～18歳未満の子どもの対象
- ※ 困難を抱える18歳以上の若者（子どもから若者への継続的な支援）の居場所に関しては、国の動向等を踏まえ別途検討が必要であることを付記する。

4 基本方針の位置付け

- 区の行政計画（基本構想や総合計画等）との関係

第2章 子どもの居場所に関する基本的事項

1 子どもの居場所とは（子どもの思い）

- 子どもが求める居場所と居場所に求める要素（子どもの声から）
- ※ 居場所に対する子どもの思いは、「子どもヒアリング」や「子どもアンケート」をはじめ、「子どもワークショップ2」での活動を通じてまとめる。

2 子どもの居場所に関係する者に求められること

- 子どもの権利擁護
- 子どもの安心・安全が守られること
- 子どもの声を聴き、子どもの視点に立つこと など
- ※ 「子どもの居場所」となることを目的としていない場（塾やファーストフード店等の子どもが居場所と感じる（子どもが利用する）場所）でも、同様のことが求められることを明記する。

第3章 区が取り組むこれからの子どもの居場所づくり

1 対象とする居場所の範囲

- 区が整備する子どもの居場所となることを目的としている施設・事業
- 区が整備する一般区民施設・事業の中で、結果として子どもの居場所となり得ている施設・事業
- 民間（営利活動を除く）が子どもの居場所となることを目的としている施設・事業で、区が補助等を行っている施設・事業
- ※ 学校（教育活動）や保育園・幼稚園等は、子どもによっては貴重な居場所の一つになっているが、設置の本来目的が大きく異なることから、子どもの居場所づくり基本方針の対象とはしないことを付記する。

2 杉並区における子どもの居場所づくりの理念

- 子どもが選択可能な多様な居場所づくりを推進すること
- 子どもの視点に立ち、子どもの声を居場所づくりや居場所の運営に反映すること
- 子どもの成長支援と権利擁護を促進すること

3 子どもの居場所づくりを行う上での基本的な考え方

- 子どもの成長過程等に応じた居場所を整備していくこと
- 学校施設のより一層の活用を進めること
- 子どもの居場所となっている一般区民施設（公園、体育施設など）を子どもの視点から見直すこと
- 多様な担い手による子どもの居場所づくりを推進すること（公民連携の推進）

4 今後の具体的な取組の方向性

(1) すべての子どものために（すべての子どもを対象にした居場所づくり）

ア 児童館

- 現状
- 子どもの声等から
- 今後の具体的な取組の方向性

(2) 子どもの成長段階に応じたニーズに対応するために（年齢別の居場所づくり）

ア 小学生の居場所

- 現状（放課後等居場所事業、放課後子ども教室、遊びと憩いの場、学童クラブなど）
- 子どもの声等から
- 今後の具体的な取組の方向性

イ 中学生・高校生世代の居場所

- 現状（ゆう杉並、児童館、コミュニティふらっと、部活動 など）
- 子どもの声等から
- 今後の具体的な取組の方向性

ウ 乳幼児の居場所

- 現状（子ども・子育てプラザ、児童館、つどいの広場 など）
- 子どもの声等から
- 今後の具体的な取組の方向性

(3) 個別ニーズにきめ細かく対応するために（特別なニーズに応じた居場所づくり）

- 現状（杉並区子どもの学習支援・居場所事業、さざんかステップアップ教室、子ども日本語教室、放課後等デイサービス など）
- 子どもの声等から
- 今後の方向性

(4) 公園等の一般区民施設の充実

- 現状（公園、体育施設、集会施設、図書館 など）
- 子どもの声等から

○ 今後の方向性

第4章 多様な居場所が増え、居場所を必要とするすべての子どもが居場所につながることを目指して

1 多様な担い手との連携・協働

- 子ども食堂や青少年育成委員会など、民間主導で進められている活動とその活動への期待
- 区の支援のあり方

2 子どもと居場所をつなぐ情報発信

- 子どもがアクセスしやすい居場所情報（民間主導の活動含む）の発信の工夫

3 子どもの居場所ネットワーク

- 子どもの居場所に係るネットワークづくり

4 子どもの権利擁護の推進（民間活動への普及・啓発）

- 子どもの居場所となることを主目的としない民間活動で、結果として子どもの居場所となっている場所（塾やファーストフード店等）への普及・啓発

第5章 子どもの居場所づくりの推進に向けて

1 子どもの居場所づくりの推進組織・推進体制

- 区の推進組織・推進体制のあり方

(3) 今後のスケジュール（予定）

令和6年8月	基本方針（素案）を作成
令和6年8月～9月	基本方針（素案）に対する意見聴取 ※ 児童館等の子どもの施設でオープンハウス型の説明会を実施
令和6年10月	基本方針（案）を決定
令和6年11月	基本方針（案）を区議会へ報告
令和6年12月	区民意見の提出手続き
令和7年1月	基本方針を策定